

参考資料 1

環境管理法（1997 年法律第 23 号）及び同法解題

## 環境管理に関するインドネシア共和国1997 年法律第 23 号 (仮訳)

1997 年 9 月 19 日公布(1997 年インドネシア共和国官報第68 号)

### 全智全能におわします神の恩寵のもとにインドネシア共和国大統領は

- a. インドネシアの環境が全智全能におわします神が多島海概念に従ってその全ての面および次元において生命の空間を組成するインドネシアの人民と民族に賜った恩寵であること
- b. 1945 年憲法に規定されているように天然資源の利用が公共の福祉を増強し、かつパンチャシラに基づく幸福を達成すること、現在および未来の世代の必要に配慮した、統合的かつ総合的な国家政策に領導された環境上持続可能な開発の実施が必要とされていること
- c. 環境上持続可能な開発を支えるためには、調和、調整および平衡のとれた環境能力の保全と開発に向けた環境管理の実施が必要とされていること
- d. 環境上持続可能な開発の枠組みにおいては、環境管理の実施は社会の意識水準、地球環境の開発水準および環境に関する国際法上の取決めに配慮した法規範に基づかねばならないこと
- e. 環境管理に関して、社会の意識および生活が、環境管理の原則に関する 1982 年法律第 4 号(1982 年官報 12 号、補遺官報 3215 号)の基本的内容は環境上持続可能な開発を達成するために完全なものに改められる必要がある、という程度にまで向上してきたこと
- f. 上記 a、b、c、d および e の諸点からみて環境管理に関する法の制定が必要であること

### を考慮し

1945 年憲法第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、および第 33 条第 3 項

### に鑑み

インドネシア共和国国会の同意の下に環境管理に関する法律を制定することを決定する

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条

本法においての定義:

1. 環境とは、生命の持続ならびに人類および他の生命体の厚生に影響を与える人間とその行為をはじめ、あらゆる物質、エネルギー、状態、生命体から成る空間的統一体をいう
2. 環境管理とは、環境機能の保全を目的とする政策立案、有効利用、開発、維持、修復、監視、および環境制御を含む統合的行為をいう

3. 環境配慮の行き届いた持続可能な開発とは、認識および計画に基づく営為をいし二、資源を含む環境を現在および未来の世代に関わる能力に、厚生に、さらに生活の質を保証するような開発過程に統合せしめるものでなければならない
4. 生態系とは、全体を構成し、かつ相互にも作用し合う環境要素の秩序をいい、環境の平衡、安定および生産性を形成する
5. 環境保全とは、環境の持つ支持力および許容力を維持するための一連の努力をいう
6. 環境の支持力とは、人類および他の生命体の生活を支えるために環境自体が持つ能力をいう
7. 環境の支持力の保全とは、人類および他の生命体が生きていくために十分な何らかの活動を行うことによって生じる(環境)変化負荷および/または否定的影響に対して、(環境の)支持力を保護する一連の営為をいう
8. 環境の許容力とは、環境に入り込み、または投入される物質、エネルギー、および/もしくはその他の要素を吸収する環境自体が持つ能力をいう
9. 環境の許容力の保全とは、環境に入り込み、または投入される物質、エネルギー、および/もしくはその他の要素を吸収する(環境の)許容力を保護する一連の営為をいう
10. 資源とは、人的資源、有機無機の天然資源、ならびに人工資源から成る環境要素をいう
11. 環境基準とは、限界値、すなわち生命、物質、エネルギー、既存のまたは必要な成分にとつての、および/もしくは許容できる環境要素として資源中に含まれる、汚染要素の限界をいう
12. 環境汚染とは、環境自身が本来の機能を喪失する水準にまで環境の質を損なうような、環境に対しての人為的活動の参入、または人為的活動による生命、物質、エネルギーの導入をいう
13. 環境損傷の基準とは、計量できる環境の物理的、生命組織的特性の変化の許容限界値をいう
14. 環境損傷とは、環境機能を不十分にする、すなわち持続可能な開発を適正に支える機能の喪失を惹起せしめるような、環境の物理的、生命組織的特性への影響的作用をいう
15. 天然資源とは、再生できない資源については賢明な利用を、再生できる資源についてはそれらの価値を保持し、かつ増進しつつ、持続的、かつ一定の供給を確保する管理をいう
16. 廃棄物とは、事業および/もしくは活動によって生じる残滓をいう
17. 有害物質および有毒物質とは、それ自体、またはその集中、集積が直接、間接に環境を汚染し、かつ/もしくは損傷し得るあらゆる物質をいう
18. 有害廃棄物および有毒廃棄物とは、それ自体、またはその集中、集積が直接間接に環境を汚染し、かつ/もしくは損傷し、さらに/あるいは環境、健康、人や他の生物の生活の持続を危

険に曝し得る事業、および/もしくは活動によって生じる残滓をいう

19. 環境論争とは、表面化し、または推定される環境汚染、および/もしくは環境損傷を巡る 2 者間以上の紛争をいう
20. 環境影響とは、事業および/もしくは活動によって生じる環境変化への作用をいう
21. 環境影響評価とは、その実施に関する意思決定過程において要求されるような計画された事業、および/もしくは活動による重大な影響に関する広汎かつ充実した調査研究をいう
22. 環境団体とは、その目的および活動が環境に関するもので、社会一般から自発と意欲に基づき形成された組織をいう
23. 環境監査とは、事業および/もしくは活動の当事者としての責任を有する者により履行されるべき、既定の法規定および/もしくは政策および基準に基づき実施される評価過程をいう
24. 人とは、個人、団体および/もしくは法人をいう
25. 大臣とは、環境管理を担当する大臣をいう

## 第 2 条

インドネシアの環境範囲は、多島海国家を成すインドネシア統一共和国の独立、主権および統治が及ぶ領域、地点をいう

## 第 2 章 原則、目的および目標

### 第 3 条

環境管理は国家の責任、国家の存続および国益の原則に基づき実施され、全智全能の神に忠実で献身的なインドネシア国民と社会の全体的な開発の枠内で、環境上持続可能な開発を創造することを目的とする

### 第 4 条

環境管理の目標は以下のとおりとする

- a. 人類と環境の間の適合、調和および平衡を達成すること
- b. インドネシア国民をして、環境の「部」をなす人間として、環境を保護し、扶育する配慮と行為を実現せしめること
- c. 現在および未来の世代の(環境からの)利益を保証すること
- d. 環境機能の保全を達成すること
- e. 資源の利用を賢明に制御すること

- f. 汚染および/もしくは環境損傷を惹起するような、インドネシア領土外における事業およびもしくは活動の衝撃からインドネシア共和国の一体性を保護すること

### 第3章 権利、義務および社会の役割

#### 第5条

- (1) 何人も良好かつ健全な環境に対して平等な権利を有する
- (2) 何人も環境管理の役割に関する情報に対する権利を有する
- (3) 何人も既定の法および規則の定めるところに従い、環境管理計画において役割を果たす権利を有する

#### 第6条

- (1) 何人も環境機能の存続を保全し、汚染および環境損傷を防止し、かつ克服する義務を負う
- (2) 何人も事業および/もしくは活動を実施するに当たっては、真実かつ正確な環境管理に関する情報を提供する義務を負う

#### 第7条

- (1) 社会各層は環境管理における役割の実践に関し、平等かつ可能な限り広汎な機会を有する
- (2) 前項は以下の方法によって実現されるものとする
  - a. 社会各層の自律、各界の努力、および協力関係の増進
  - b. 社会各層の能力および自発性の増進
  - c. 社会的監視における社会各層の迅速な認識力の増進
  - d. 提言等の提供
  - e. 情報および/もしくは報告書の提供

### 第4章 環境管理の権限

#### 第8条

- (1) 天然資源は国家が管理し、国民の最大限の厚生のために利用されるものであり、したがって利用の調整は政府が決定する
- (2) 前項の実施に当たり、政府は:

- a. 環境管理の規則を定め、政策を立案する
  - b. 遺伝子資源を含む天然資源の供給、配分、利用、環境管理、および再利用に関する規則を定める
  - c. 遺伝子資源を含む天然資源および人工資源に関する個人および/もしくは法的主体間の、および各々自体の適法行為および適法関係の規則を定める
  - d. 社会的衝撃を有する活動の規制
  - e. 既存の法および規則の定めるところにより、環境機能の保全努力への資金の拡充に努める
- (3) 前項(2)の規定は政令により補足される

## 第 9 条

- (1) 政府は常にわが国の宗教的価値、慣習、伝統および社会の規範を考慮しつつ、環境管理および空間管理の国策を制定する
- (2) 環境管理は、固有の行政分野と責任を有する政府機関、民間ならびに環境管理の国策の計画と実施の全体整合性に係る開発を実施する者によって統合的に実施されなければならない
- (3) 環境管理は、空間管理および無機資源、人工資源、有機天然資源とその生態系、文化保存、生物多様性および気象変動等と統合的に実施されなければならない
- (4) 前項(2)に規定する環境管理の国策の計画と実施の整合は、大臣がこれを調整する

## 第 10 条

環境管理の機構における政府の任務は以下のとおりである

- a. 環境管理における意思決定者の意識と責任感を形成し、育成し、開発し、かつ増進すること
- b. 環境管理における社会各層の権利および責任に関する意識を形成し、育成し、開発し、かつ増進すること
- c. 環境の支持力および許容力を保存する努力において、一般社会、産業界、政府(3 者)相互の協力関係を形成し、育成し、かつ増進すること
- d. 環境の支持力および許容力の維持を保證できる環境管理の国策を立案し、かつ適用すること
- e. 環境の支持力および許容力の低下を防止しようとする試みにおいて、先制的、予防的、かつ効率的な性格を持つ制度機構を開発し、かつ適用すること

- f. 環境的に健全な技術の利用および開発
- g. 環境分野における調査および開発の実施
- h. 環境情報の提供ならびに社会への普及
- i. 環境分野に貢献した個人または機関への栄典の授与

## 第11条

- (1) 国家規模の環境管理は大臣の指揮により制度的かつ統合的に実施される
- (2) 前項(1)にいう制度の任務、機能、権限、組織形態、および制度運用に関しては大統領令で規定する

## 第12条

- (1) 環境管理の国策実施において統合性および調和を実現するために、政府は以下をなし得る
  - a. 環境管理に関する一定の権限を無条件に地方自治体に付与すること
  - b. 地方自治体に当該地域の環境管理の実施に関し、中央政府への同調を促すこと
- (2) 前項(1)の規定については別途法および規則で定める

## 第13条

- (1) 環境管理の機構において中央政府は世帯等に関わる<sup>^</sup>部の事項を地方自治体に移管することができる
- (2) 前項(1)の規定については政令で定める

## 第5章 環境機能の保全

### 第14条

- (1) 環境機能の保全を保证するため、あらゆる事業および/もしくは活動が環境基準および環境損傷の基準を侵害することを禁じる
- (2) 環境基準、汚染の予防および克服ならびに許容力の回復に関する規定は政令で定める
- (3) 環境損傷の基準、損傷の予防および克服ならびに支持力の同役に関する規定は政令で定める

## 第 15 条

- (1) 環境に対し、大規模かつ重大な影響を生じる可能性のある事業および/もしくは活動についての計画は環境影響評価の過程を経なければならない
- (2) 前項でいう環境に対し、大規模かつ重大な影響を生じる可能性のある事業および/もしくは活動についての計画に関しては、環境影響評価およびその方法を政令で定める

## 第 16 条

- (1) 事業および/もしくは活動に責任を有する何人も、その事業および/もしくは活動から発生した廃棄物の管理を実施しなければならない
- (2) 前項でいう事業および/もしくは活動に責任を有する者は廃棄物管理を他者に譲渡し得る
- (3) 本条の実施に関する規定は政令で定める

## 第 17 条

- (1) 事業および/もしくは活動に責任を有する何人も有害物質および有毒物質の管理を実施しなければならない
- (2) 有害物質および有毒物質の管理には、それらの生産、輸送、流通、貯蔵、利用および/もしくは処分を含む
- (3) 有害物質および有毒物質の管理に関する規定は政令で定める

# 第 6 章 環境環全のためにを遵守すべき要件

## 第 1 部 許可

## 第 18 条

- (1) 環境に対し、大規模かつ重大な影響を生じる事業および/もしくは活動はすべてその事業および/もしくは活動の実施許可を得るための環境影響評価を保持していなければならない
- (2) 前項にいう事業および/もしくは活動の実施許可は、既定の法および規則の定めるところに従い、権限を有する官吏が交付する
- (3) 前項(1)でいう許可には、環境影響制御の努力実施に係る諸条件および遵守事項が含まれる



## 第19条

- (1) 事業および/もしくは活動の実施許可の発行に当たっては以下の事項が必ず検討されなければならない
  - a. 空間管理計画
  - b. 公共の意見
  - c. 当該事業および/もしくは活動に関連する権限を有する官吏の考察および勧告
- (2) 事業および/もしくは活動の実施許可の決定は公表されなければならない

## 第20条

- (1) 何人も許可の決定なしに廃棄物を環境媒体に投棄してはならない
- (2) 何人もインドネシア領外で発生した廃棄物をインドネシアの環境媒体に投棄してはならない
- (3) 前項(1)にいう許可を発行し、または許可申請を却下する権限は大臣の職権とする
- (4) 前項(1)にいう環境媒体への廃棄物投棄は大臣が決定した処分場においてのみ実施できる
- (5) 本条の実施に関する規定は別途政令で定める

## 第21条

何人も有害廃棄物および有毒廃棄物を輸入してはならない

## 第2部 監督

### 第22条

- (1) 大臣は、事業および/もしくは活動に責任を有する者の環境分野における既定の法および規則の規定に対する遵守状況を監督する
- (2) 前項にいう監督の実施に当たり、大臣は査察実施の権限を有する官吏を指名することができる
- (3) 監督権限が地方自治体に移管された場合は、地方自治体の長が査察実施の権限を有する官吏を指名することができる

## 第 23 条

監督の手段である環境影響管理は、政府が当該目的のために特に設置する公的機関により実施される

## 第 24 条

- (1) 第 22 条にいう監督官はその任務実施のために、観察し、情報を要求し、書類の複写をし、および/もしくは必要な記録を作成し、然るべき場所に立入り、試料を採取し、機器を検査し、設備および/もしくは輸送機械を検査し、かつ事業および/もしくは活動の責任者から説明を要求する権限を有する
- (2) 前項にいう事業および/もしくは活動の責任者は説明を要求された場合は、既定の法および規則に従い、監督官の要求を満たさなければならない
- (3) いずれの監督官も全て、任務を記載した書面および/もしくは身分証明書を提示し、かつ監督の対象となる場所の状況および条件に対して留意しなければならない

## 第 3 部 行政制裁権の行使

### 第 25 条

- (1) 知事/第 1 級地方自治体の長は、事業および/もしくは活動の責任者に対し、法、規則、政令への違反を防止し、かつ終息させるべく、違反により出現した結果に対処し、救済措置を講じ、状況を沈静すべく、および/もしくは法に特段の規定がないかぎり、事業および/もしくは活動の責任者自身の経費負担による回復措置を講じるべく、行政権を行使する権限を有する
- (2) 前項にいう権限は、第 1 級地方自治体の規則により、県長/市長/第 2 級地方自治体の長に移管することができる
- (3) 利害を有する第三者は、権限を有する官吏に対し、前項(1)および(2)にいう行政権の行使を請求する権利を有する
- (4) 前項(1)および(2)にいう行政権は権限を有する官吏の命令書面を踏まえたものとする
- (5) 前項(1)にいう救済、状況の沈静、および/または回復は相当額の金銭支払いによって代替することができる

### 第 26 条

- (1) 前篇 25 条第 1 項および第 5 項にいう支出の決定および請求の手続きは別途法および規則の定めるところによる

- (2) 前項にいう法および規則が未整備の場合は、支出および請求の実施は既定の法および規則に準拠しつつ、法的努力によって行うものとする

## 第27条

- (1) 明確な違反については事業および/もしくは活動の許可取消処分を課す
- (2) 地方自治体の長は権限を有する官吏に事業および/もしくは活動の許可取消を提案することができる
- (3) 利害を有する者は、事業および/もしくは活動により、その利益が侵害された場合は該事業および/もしくは活動の許可取消の権限を有する官吏に提案することができる

## 第4部 環境監査

### 第28条

政府は、事業および/もしくは活動の遂行改善の枠組みにおいて、事業および/もしくは活動の責任者が環境監査を実施することを奨励する

### 第29条

- (1) 大臣は、事業および/もしくは活動の責任者が本法の規定に抵触する兆候を示した場合は、当該事業および/もしくは活動の責任者に対し、環境監査実施を命令する権限を有する
- (2) 前項にいう環境監査実施の命令を受けた事業および/または活動の責任者は当該命令を実行しなければならない
- (3) 大臣は、事業および/もしくは活動の責任者が前項(1)にいう命令を実行しない場合は、自らもしくは第三者に命じて前項(1)にいう環境監査を、当該事業および/もしくは活動の責任者の経費負担をもって実行することができる
- (4) 前項(3)に係る経費総額は大臣が決定する
- (5) 大臣は前項(1)に係る環境監査結果を公表する

## 第7章 環境紛争処理

### 第1部 総則

#### 第30条

- (1) 環境紛争は当事者の随意選択に基づき、法廷内または外を通して解決に導くことができる
- (2) 前項にいう法廷外の解決は、本法に定める環境への刑事犯罪には適用されない

(3)環境紛争解決を法廷外の方法に拠った場合、法廷を通した告訴は紛争当事者が当該法廷外の方法では成果がないと宣告した場合のみ受理される

## 第 2 部 法廷外環境紛争処理

### 第 31 条

法廷外における環境紛争の解決は、補償の形式および規模について、および/もしくは環境への否定的影響を再び惹起しないという明確な対策について合意に至ることを目的とする

### 第 32 条

前第 31 条にいう法廷外における環境紛争の解決においては、意思決定の権限を保有する一方も、保有しない一方も、当該環境紛争の解決を助長するために好適な場合は、第三者の役務を用いることができる

### 第 33 条

- (1) 政府および/もしくは民間は、環境紛争の解決のための役務を提供する自主中立の団体を組織することができる
- (2) 環境紛争の解決のための役務提供団体(者)に関する規定は政令で定める

## 第 3 部 法廷内環境紛争処理

### 第 1 節 損失補償

#### 第 34 条

- (1) 他者もしくは環境に損失をもたらす環境汚染、および/もしくは損傷の形態で法に抵触するあらゆる行為については、当該事業および/もしくは活動の責任者に対し、補償金の支払いおよび/もしくは(補償のための)一定の行為を義務付ける
- (2) 裁判官は前項にいう一定の行為のほかに、当該一定の行為までの遅滞各日につき、罰金の額を決定することができる

### 第 2 節 厳格な責務

#### 第 35 条

- (1) 有害かつ有毒物質を用い、および/もしくは有害かつ有毒廃棄物を発生し、環境に対し大規模かつ重大な影響を生じた事業および/もしくは活動の責任者は、発生した損失に無条件の責任を負い、当該環境汚染および/もしくは損傷が生じた時点で即時かつ直接補償金を支払わねばならない

(2) 事業および/もしくは活動の責任者は、下記の一の事由により当該環境汚染および/もしくは損傷が惹起されたと自ら立証できる場合は、前項にいう補償金の支払い義務を免除される

a. 天災もしくは戦争の存在

b. 外部からの人的威圧の存在

c. 環境汚染および/もしくは損傷を発生させる第三者の行為の存在

(3) 前項(2)c にいう損失が第三者の行為により発生した場合は、当該第三者に補償支払い義務がある

### 第3節 告訴の期限

#### 第36条

(1) 法廷への告訴期限は既定の民事訴訟法に規定する期限に準じ、被害者が環境汚染および/もしくは損傷を認知した時点から起算する

(2) 前項にいう告訴期限は、有害かつ有毒物質を用い、および/もしくは有害かつ有毒廃棄物を発生する事業および/もしくは活動により惹起された環境汚染および/もしくは損傷については適用しない

### 第4節 民間および環境団体の提訴

#### 第37条

(1) 民間は、その生活に損失を及ぼす様々の環境問題に関し、法廷への代表訴訟を提起し、および/もしくは司法関係者への報告を行う権利を有する

(2) 環境分野に責任を負う政府機関は、民間が環境汚染および/もしくは損傷の結果を被り、その生活の基礎に影響するに至ったことが判明した場合は、当該反問の利益のために適宜措置をとることができる

(3) 前項(2)で意図する事項については政令で定める

#### 第38条

(1) 環境団体は、一貫した協力関係の原則に基づき、環境管理への責任を実施する枠組みにおいて、環境機能保全の利益のために告訴提起の権利を有する

(2) 前項にいう告訴提起は、実費支出を除き、補償の請求を伴わない一定の行動をとる権利の要求に限定される

(3) 環境団体は、以下の全ての要件を満たす場合、前項(1)にいう告訴を行う権利を有する

- a. 当該団体が法人もしくは財団であること
- b. 当該団体が当初から定款において、その設立目的を環境機能保全の利益と明記していること
- c. 当該団体がその定款に従った活動実績を有すること

### 第 39 条

個人、民間および/または環境団体による告訴手続きは既定の民事訴訟法を参照しなければならない

## 第 8 章 捜 査

### 第 40 条

- (1) 政府機関部内において、職権および責任が環境管理分野に係る一定の国家文官は、国家警察の捜査官と同じく、既定の刑事訴訟法にいう捜査官として特別の権限が付与される
- (2) 前項にいう捜査官としての国家文官は以下の権限を有する
  - a. 環境分野における犯罪行為に関する報告もしくは説明の信憑性に関する審査の実施
  - b. 環境分野における犯罪行為が嫌疑されている個人もしくは法人に関する審査の実施
  - c. 環境分野における犯罪事件に係る個人もしくは法人に説明および証拠を要求すること
  - d. 環境分野における犯罪事件に係る帳簿、記録、および他の関係書類の審査の実施
  - e. 証拠の存在が推定される場所において、帳簿、記録、その他関係書類を審査し、ならびに環境分野の犯罪事件の証拠として採用し得る、違法行為による産出物を押収すること
  - f. 環境分野における犯罪行為に関わる審査任務の実施において専門家の助力を要求すること
- (3) 前項(1)にいう捜査官としての国家文官は、同人が実施する捜査の開始および結果を国家警察の捜査官に通告するものとする
- (4) 前項(1)にいう捜査官としての国家文官は捜査の成果物を国家警察の捜査官に引き渡すものとする
- (5) インドネシア領海および特別経済区における環境犯罪の捜査は、既定の法および規則の定めるところにより実施されるものとする

## 第9章 罰則

### 第41条

- (1) 何人も、法律に違反し、故意に環境汚染および/もしくは損傷を惹起する行為を実行した場合は、最高10年の懲役刑および最高5億ルピアの罰金刑に処せられる
- (2) 前項にいう犯罪行為が死者もしくは重症者を伴った場合は、当該犯罪行為を実行した者は最高15年の懲役刑および最高7億5,000万ルピアの罰金刑に処せられる

### 第42条

- (1) 何人も、過失により環境汚染および/もしくは損傷を惹起する行為を実行した場合は最高3年の懲役刑および最高1億ルピアの罰金刑に処せられる
- (2) 前項にいう犯罪行為が死者もしくは重症者を伴った場合は、当該犯罪行為を実行した者は最高5年の懲役刑および最高1億5,000万ルピアの罰金刑に処せられる

### 第43条

- (1) 何人も、既定の法および規則に違反し、環境汚染および/もしくは損傷を惹起し、および/もしくは公共の健康または人命を危うくし得ると知り、または想定できる十分な根拠を持ちながら、故意に物質、エネルギーおよび/またはその他の有毒成分または有害成分を土壌表面または土壌中に、大気中に、もしくは水面に放置または投棄し、輸入し、輸出し、引き取り、運搬し、貯蔵し、もしくは危険な据付けを実行した場合は、最高6年の懲役刑および最高3億ルピアの罰金刑に処せられる
- (2) 何人も、前項にいう諸行為に関連し、環境汚染および/もしくは損傷を惹起し、および/もしくは公共の健康または人命を危うくし得ると知り、または想定できる十分な根拠を持ちながら、故意に偽りの情報を供与し、もしくは必要な情報を破壊、隠蔽もしくは損傷した場合は、前項と同様の刑に処せられる
- (3) 前項(1)および(2)にいう犯罪行為が死者もしくは重症者を伴った場合は、当該犯罪行為を実行した者は最高9年の懲役刑および最高4億5,000万ルピアの罰金刑に処せられる

### 第44条

- (1) 何人も、過失により前第43条に違反した場合は、最高3年の懲役刑および最高1億ルピアの罰金刑に処せられる
- (2) 前項にいう犯罪行為が死者もしくは重症者を伴った場合は、当該犯罪行為を実行した者は最高5年の懲役刑および最高1億5,000万ルピアの罰金刑に処せられる

## 第 45 条

本章にいう犯罪行為が法人、企業、協会またはその他の団体により、もしくはその名による場合は、罰金刑を(上記規定の)3 分の 1 加重する

## 第 46 条

- (1) 本章にいう犯罪行為が法人、企業、協会またはその他の団体により、もしくはその名による場合は、当該法人、企業、協会またはその他の団体に対して、もしくは当該犯罪行為を命じた者または指揮した者に対して、もしくは両者に対して犯罪捜査が実施され、かつ制裁および第 47 条にいう法的処置が執行される
- (2) 本章にいう犯罪行為が法人、企業、協会またはその他の団体により、もしくはその名による場合であって、業務上の関係たると、業務以外の関係たると(を問わず)、当該法人、企業、協会またはその他の団体の身分において活動する個人による場合は、業務上の関係に基づくか業務外の関係に基づくかにかかわらず、当該犯罪行為において命令を下した者もしくは指揮を執った者に対して犯罪捜査が実施され、制裁が執行される
- (3) 法人、企業、協会またはその他の団体が告訴された場合、出頭召喚状および拘束令状が当該団体の経営者の居所もしくは経営者の業務本拠地宛送付される
- (4) 法人、企業、協会またはその他の団体が告訴された場合、法廷への代理出頭は認められず、裁判官は経営者自身が出頭するよう命じることができる

## 第 47 条

刑法および本法に定める罰則のほかに、環境犯罪に対しては以下の法的処置が適用される

- a. 当該犯罪行為により得た利益の差押え および/もしくは
- b. 当該事業の全部または一部の閉鎖 および/もしくは
- c. 当該犯罪行為による結果の修復 および/もしくは
- d. 不作為によって発生する犯罪を防止する義務 および/もしくは
- e. 不作為の結果によって発生した犯罪行為の破棄 および/もしくは
- f. 当該企業の最高 3 年間の保護監察措置

## 第 48 条

本章にいう犯罪行為は社会に対する重大な罪悪である



## 第10章 経過措置

### 第49条

- (1) 許可を既得しているすべての事業および/もしくは活動は、本法公布より遅くとも5年目までに本法に基づく要件に従い(事業および/もしくは活動を)適合させる義務がある
- (2) 本法の公布と同様に、輸入した有害廃棄物および有毒廃棄物を使用する事業および/もしくは活動は禁止される

## 第11章 雑則

### 第50条

本法の発効に伴い、環境管理に関する既存の法および規則は、本法に低触しない限りにおいて、かつ本法に代替されない限りにおいて、引き続き有効である

### 第51条

本法の発効に伴い、環境管理の原則に関する1982年法律第4号(1982年官報告示第12号、補遺官報第3215号)は無効となることを宣告する

### 第52条

本法は公布の日より発効する  
本法の公布を周知させるため、本法をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる

## 解題

### 環境管理に関するインドネシア共和国1997 年法律第 23 号について

(仮訳)

(インドネシア共和国補遺官報第3699 号)

(注:この解題は旧宗主国オランダの立法形式を踏襲するインドネシアの立法形式独特のもので、本法の一部を構成します。日本では法の解釈権は裁判官にあります。インドネシアでは異なり、この解題も含めて立法機関で審議、承認または否認されます)

## 総 説

1. 全智全能の神からインドネシア国家と国民に授けられたインドネシアの環境は神の恩寵であり、その能力は開発され、かつ維持されなければならない。そうすることによって、環境はインドネシア国家、国民およびその他の生命体の生活の質を存続し、かつ改善していくための資源および支えとして、その使命を果たし続けることができる。

パンチャシラは国家の基礎かつ哲学として完全かつ包括的に構成されており、国家と国民が調和、適合、均衡に基づいて全智全能の神との関係をはじめ、他人との関係、自然との関係において、さらに個人として外面的発展と内面的幸福を追求する行程において良好な状態であれば、生きるということの至福が達成されるという確信をインドネシアの国家と国民に与えるものである。人類、社会および環境の間は(それぞれ)相互関係にあり、これらは活力ある調和、適合、均衡を確実に得られるよう、常に扶育し、かつ開発されなければならない。

憲法の基礎となった 1945 年インドネシア国基本法は国民の最大限の厚生のために天然資源が用いられることを義務付けている。ここにいう国民の厚生は、現在および未来の世代に受け継がれる仕組みのもとで享受されなければならない。

開発には、国民の厚生を増進するために天然資源を加工し、利用する中で、(開発が)外面的な厚生達成と同じく、内面的な満足達成することでもあるという認識(に人々を導く)手段の面[ママ]。したがって、天然資源の利用は環境機能と調和的、適合的かつ均衡のとれたものでなければならない。

2. 環境は生態系の観点では国境や行政区などの地域を無視するが、環境管理の観点では管理権限の(及ぶ)地域を明確にすべきである。ここでいう環境の意味はインドネシアの環境のことである。法的にはインドネシアの環境はインドネシア共和国が主権、行政権および統治権を行使している領域、地点(でのそれ)をいう。この点からすれば、インドネシアの環境とは、あらゆる側面で社会、国(国体)、国家が形成されていく生存のあり方を成し遂げるインドネシア国家と国民の場所として、戦略的価値の高い役割をもつ自然条件および地位をもたらす熱帯気候、気象および季節を伴う、二つの大陸と二つの太洋の間の交差路という位置を占める地域における環境にほかならない。かくして、インドネシアの環境管理遂行における理念は多島海国家の理念である。
3. 生態系としてのインドネシアの環境はいくつかの下位系から成る。その下位系は、相異なる環境の支持力ならびに許容力を生じさせるような種々の性格を見せる社会的、文化的、経済的および地理的側面を持つ。このような状況は、環境の支持力および許容力が下位系の調和、

適合および均衡を増進させ、したがってまた下位系自体の保全をも増進させるという事情に基づいて、環境を扶育し、開発することを必要としている。言い換えれば、一つの下位系の扶育と開発は他の下位系に、ひいては生態系全体の保全に影響してくる。したがって、環境管理は、開発がその第一の特徴として統合性をもった系であることを求める。さればこそ、原則に忠実でしかも必然性をもって、中央から地方に至るまで実施されるべき環境管理の国家的政策が必要なのである。

4. 開発は継続的に天然資源を国民の厚生と生活水準の向上のために活用する。一方、天然資源の賦存は量、質とも有限であり、かつどこにでも存在するものではない。にもかかわらず、ますます増加し、多様になる住民の必要を満たすため開発が拡大していく結果、天然資源への需要は一層増大する。他方、(これに伴い)環境の支持力は妨げられ、許容力は低下する。

拡大する一方の開発活動は、生命の支持力である生態系の基本的構造と機能に損傷を与えるほどにまで、環境汚染と環境損傷への危険性をはらんできている。かかる環境汚染と環境損傷は社会的な重荷になり、結局は社会と政府が回復に要する費用の支払責任をとらざるを得ないこととなる。

環境機能の回復は国民の利益を形成するから、責任、公開性、社会の一員としての役割が要求される。これらは個人的に、あるいはNGOのような環境に関する組織、在来の社会集団等の経路を通して得られ、持続可能な開発の足掛りになるような環境の支持力および許容力を回復し、増進していく。

天然資源を含む環境と一体となった開発は、持続可能な開発を達成する手段となり、かつ現在と未来の世代の繁栄と生活水準にとっての保証ともなる。したがって、インドネシアの環境は、現在および未来の世代の繁栄と生活水準の向上のための環境概念たる持続の開発を支える、適合、調和、および均衡のとれた環境機能の保全という原則にたって管理されなければならない。

5. インドネシア開発の長期的方向は、諸材料の中に多様な種類の化学物質と放射性物質を含む工業開発に基づく経済開発に向けられている。社会の利益となる製品の生産と同様に、工業化は有害かつ有毒廃棄物の過剰も引き起こす。それらが、環境媒体に投棄された場合は、環境、健康および人と他の生命体の存続を脅かしかねない。

世界的には知識と技術が人間の生活の質を高めている。が、実際には化学製品の使用で注目されている産業社会の生活様式は有害かつ有毒廃棄物の産出を増やしてきた。このことが環境、健康さらに人と他の生命体の存続にとって危険性の少ない廃棄物処分方法(を開発する)という課題を提起したのである。

こうした問題意識にたてば、有害かつ有毒物質が的確に管理される必要がある(ことは自明である)。注意を喚起したいのは、インドネシアの領域が領域外からの有害かつ有毒廃棄物で煩わされるべきでないということである。

6. 開発推進力が加速すればするほど、同じく環境に対する影響の度合も加速する。かかる状況においては、環境への危険性を可能な限り抑制するために環境影響管理の必要への圧力が高まる。

環境影響管理への取り組みは、環境分野の法および規則に従わせるための査察行為と切り離せない。防制的な性格の法的手段は事業および/もしくは諸活動への許可という形をとる。したがって、許可には事業および/もしくは活動の責任者によって遵守され、実施されるべき必須条件および義務事項が明確に記載されなくてはならない。ここに述べていることは環境管理において様々な政府機関の参加を期待しているからである。したがって、環境管理分野に参加する各政府機関の権限の線引きを明らかにする必要がある。

7. 法治国家であるインドネシア統一共和国の本源に沿い、環境上持続可能な開発の構成部分である環境管理体系の開発は、環境管理への取り組みを法的に保証するために、明快、確固かつ包括的な法的基礎に基づいたものでなければならない。ここに法的基礎とは、環境法の原則および何人も遵守すべき環境法の規範をいい、これらは完全にパンチャシラならびに 1945 年基本法(憲法)に裏付けられている。

環境管理の原則に関する 1982 年法律第 4 号(1982 年官報第 12 号、補遺官報第 3215 号)はインドネシア環境の管理への取り組み初期のころの法的手段の開発であり、環境上持続可能な開発への統合的取り組みの一部を成すものであった。この法律制定から 10 年以上経過する間に、社会の環境に対する意識は急速に高まってきた。それはとりわけ NGO 以外にも環境分野で活動的な様々な形の社会組織が成長してきたことに見られるとおりである。また環境機能の保全において社会が先導する例も増えている。このことは社会が単に参加するだけでなく、実質的にその役割を担っているということである。一方、法的確実性を保証するために法律の形での整理が求められるような環境法問題が、社会の中で表面化し、大きくなってきた。他方、地球規模の環境開発および国際的関心は、インドネシアの環境管理の取り組みに今後、影響を増大させよう。かかる状況を注意深く見るに、環境管理の原則に関する 1982 年法律第 4 号は完全なものにする必要があると見られる。

本法は環境の法的規範を含めている。それ以外に本法は、環境に関する規定を含んだあらゆる実効法律および実効規則の評価および適合の基礎を提供する。ここに法律および規則とは灌漑、鉱業エネルギー、林業、生物および生態系の保全、工業、移住、空間管理、土地利用等々に関するものをいう。

行政法、民法、刑法をはじめ、様々な法的規定の効果を高めること、同じく環境紛争の解決方策に効力を与える試み、すなわち法廷外における紛争当事者間での合意達成に向けた環境紛争の解決の効果を高めること[ママ]。その他、団体請願を行う機会を開放する必要がある。こうした環境紛争の解決方法をとることによって、現在および未来の人間生活において環境能力を保護し、開発する重要性に関する価値体系への社会的遵守の高まりが期待できる。

この行政法を支援するものとして、刑法規定の効果はなお補完的な原則として留意されるべきである。すなわち制裁が民法や他の行政法をはじめ他の法律の領域における場合、環境紛争解決の方策が有効でない場合、および/もしくは関係者の過失責任の度合いが相対的に重い場合、および/もしくは行為の結果が相対的に大規模である場合および/もしくは社会的不安を惹起する場合にば刑法が適用されなければならない。企業による犯罪行為の出現が増加するという予測に基づき、本法はまた企業責任について規定している。こうした観点から、上記の全ての法および規則はインドネシア環境管理法と一体をなすものとして包摂される。

## 逐条解題

第1条 充分明解

第2条 充分明解

第3条 国家責任の原則に基づき、国家は天然資源の利用が現在および未来の世代の国民の厚生と生活の質に対して最大限の利益をもたらすことを保証する一方、国家は領域内における天然資源の利用行為が他国領域に損害を及ぼすことを防止し、かつ領域外での諸行為による衝撃から国家を保護する。(国家の)存続という原則には何人も未来の世代および同世代の仲間たちへの義務と責任を持つという意味を含む。かかる義務と責任を実行するためにこそ環境能力は保全されなければならない。環境能力の保全は開発の持続にわたるの支柱である。

第4条 充分明解

第5条 第1項 充分明解

第2項 環境情報に対する権利は、公開の原則に基づく環境管理での役割に対する権利の論理的帰結である。環境情報に関するこの権利は環境管理における参加の価値と効果を向上させよう。また社会が良好かつ健全な環境に対する権利を実現する機会の開放ともなろう。本項にいう環境情報とは、データ、説明、もしくはその性格上および目的上、社会に知られるために実際に公開を必要とする、環境管理を含むその他の情報の形をとり得るであろう。これらは環境影響評価の書類、報告書、遵守に関する査察および環境の質の変化に関する環境査察(モニタリング)結果の評価および空間管理計画である。

第3項 本項にいう役割とは、異議申し立てと意見聴取による、もしくは法律および規制による意思決定過程から成る。この役割は、とりわけ環境影響評価あるいは環境政策形成において果たされる。これは公開の原則に基づき実施される。この公開性によって、社会は環境管理における意思決定に考察、見解提供、または検討の面で参加できよう。

第6条 第1項 本項にいう何人も負う義務は、個人的かつ社会的生き物としての人間的価値を反映する社会の構成員としての(彼/彼女の)地位から不可分ではない。この義務は何人も環境維持の取り組みにおいて参加し、役割を果たすことを含意している。たとえば、清潔な環境文化創出において、環境分野の説明もしくは指導力発揮においての参加をいう。

第2項 本項にいう真実かつ正確な情報とは、事業および/もしくは活動に責任のある者の法律および規則遵守(程度)の評価を目的にしている。

第7条 第1項 充分明解、

第2項 a 社会の自律および強化は政府およびその他の開発主体などの環境管理の行為主体とともに環境管理における行為主体としての能力を向上させる。上二の前提である。

b 社会の能力と自発性の向上は環境管理における社会の役割の効果を高めよ

う。

- c 社会の迅速な認識の増進は否定的衝撃の発生の可能性を、より低減させよう。
- d 充分明解
- e 迅速な認識の増進は環境問題に関する情報交換の速度を速めよう。本項はそれへの対応である。

第 8 条 第 1 項 充分明解

第 2 項 a

| 充分明解

c

d 社会的衝撃を有する活動とは文化的かつ構造的に全般への影響を及ぼす活動をいう

e 充分明解

第 2 項 充分明解

第 9 条 第 1 項 環境管理と空間管理の国家政策整備においては合理的かつ均衡のとれた注意が、潜在可能性、要望、さらには社会の中に現われ進展してきた価値を巡る必要性に対して払われなければならない。たとえば、生活を天然資源に頼るほかない、周辺の伝統社会に対する配慮等がそれである。

第 2 項

| 充分明解

第 4 項

第 10 条

a ここにいう意思決定者とは、権限を有する主体、すなわち政府、社会およびその他の開発主体である。

b この活動は説明、指導もしくは人的資源の質および量を増大するための教育、訓練を通して実践される。

c 本項でいう社会の役割とは、環境の支持力および許容力の保全に関する努力と意思決定過程への参加にわたる。

d 充分明解

e ここにいう先制的制度機構とは、意思決定および計画策定段階でとられる空間管理計画や環境影響評価などの行動をいう。予防的の行為とは、実施段階での廃棄物の質的基準および/もしくは経済制度を遵守する等の行為をいう。効率的(先行的)な行為とは、ISO14000 など、環境基準を適用した生産段階での(管理)行為をいう。

先制的、予防的、かつ効率的(先行的)な環境管理機構の例は、環境上健全な技術の開発および適用、および事業および/もしくは活動の責任者が効果を高めるために自発的に実施する環境保険ならびに環境等である。

f

| 充分明解

l

第 11 条 第 1 項 環境管理の実施範囲は原則的に(それへの)責任ある各省庁、政府機関の各部

門にわたる。権限の重複と利害(利権)の衝突[ママ]を避けるため、大臣による調整、統合、同時化および簡素化の制度的工夫が必要である。

第2項 充分明解

- 第12条 第1項 a インドネシア統一共和国は国家開発の主要な資源たり得る、豊富で多様性のある有機および無機の天然資源、多様な文化的特質、および強い熱意を有している。このために、かつ統合と統一を達成するために、多島海概念に基づく有益かつ効果的な環境管理を保証する思考および活動の様式において、中央政府は、自然の潜在力および地方の能力の観点から地域の状況、条件を勘案し、権限の集中排除の原則実施計画に立って、一定の権限を地域に位置する中央出先官庁へ移管することができる。
- b 中央政府または第1級地方自治体は第2級地方自治体に対し、支援政務として環境管理政策の実施に関する任務を委任することができる。この支援政務において権限、予算措置、機器備品、および責任はなお委任(した側の)官庁にある。

第2項 充分明解

- 第13条 第1項 地域の能力、状況、条件に配慮しつつ、中央政府は権限の集中排除の原則に基づき、環境分野で地方自治体の権限、任務および責任となる業務を移管することができる。

第2項 充分明解

- 第14条 第1項  
| 充分明解  
第3項

- 第15条 第1項 環境影響評価は事業および/もしくは活動の計画を実施する上でのフィージリティ調査の一部という側面と、事業および/もしくは活動を実施する許可を受けるために満たされなければならない条件の一つという側面とがある。この評価に基づき、環境に関する重要かつ大規模な影響がより詳細に知られる。それらは事業および/もしくは活動から生じる肯定的影響と否定的影響の双方である。こうした手続きを踏むことが否定的影響を克服し、肯定的影響を最大化するための下ごしらえとなり得るのである。

重要かつ大規模な影響を計測もしくは決定するに際して用いられる指標は以下のとおりである。

- a 当該事業および/もしくは活動の計画により影響を受ける人口
- b 影響を受ける面積の払がり
- c 影響の強さと期間
- d 影響を受ける他の環境要素の一切の総計
- e 影響の累積作用
- f 影響の可逆性または不可逆性

第2項 充分明解

- 第16条 第1項 廃棄物処理は貯留、収集、輸送、(再)利用およびこれらの積み重ねによる廃

棄一連の活動である。

第 2 項 充分明解

第 3 項 充分明解

第 17 条 第 1 項 ここにいう管理の実施とは、環境汚染もしくは環境損傷の形で環境を危険にさらす可能性を縮減する取り組みをいう。有害物質および有毒物質が否定的作用を惹起する相当大きな潜在件があることを想起されたい。

第 2 項 充分明解

第 3 項 充分明解

第 18 条 第 1 項 許可の例は、鉱業における発掘権、あるいは工業における事業許可をはじめ、その他の許可等をいう。

第 2 項 充分明解

第 3 項 事業および/もしくは活動の実施許可には、当該事業および/もしくは活動を実施する際、当該事業および/もしくは活動に責任のある者によって実行されるべき環境管理に関する遵守事項における義務が明らかにされていなければならない。環境影響評価の作成または実施が義務付けられている事業および/もしくは活動については、当該事業および/もしくは活動の責任者によって実施されるべき環境管理計画および環境モニタリング計画が、当該事業および/もしくは活動の実施許可に添付され、明確に記載されなければならない。たとえば、廃棄物管理義務、環境媒体に処分投棄が許される廃棄物の質的要件、廃棄物処理に関して自主モニタリングを行う義務、その結果を環境影響制御に責任ある政府機関へ報告する義務などの諸義務等である。現行の法律および規則により、当該事業および/もしくは活動が環境影響評価の実施を義務付けられている場合は、当該環境影響評価の認証が当該事業および/もしくは活動実施許可の申請書とともに提出されなければならない。

第 19 条 第 1 項 充分明解

第 2 項 事業および/もしくは活動の実施許可の公表は、開かれた行政原則の実現を構成するものである。この公表は、特にこれまで許可の意思決定過程で反対手続き、意見の聴取などの機会のなかった」部の人々に、その過程への社会的参加機会を提供するものである。

第 20 条 第 1 項

1 充分明解

第 3 項

第 4 項 事業および/もしくは活動は廃棄物を生むものである。一般的に廃棄物は環境汚染および/もしくは損傷を惹起しないように、環境媒体への処分投棄をする前に事前処理がされなければならない。ある種の事業および/もしくは活動により生じた廃棄物が原材料として利用される場合もある。しかし、この過程で再利用できない残流も生じ、これは環境媒体に処分投棄される。

本条にいう投棄とは、事業および/もしくは活動の残流である廃棄物の処分投棄であり、および/またはその他使いものにならない物、あるいは死体の、土壌、水、大気などの環境媒体への処分投棄である。このような廃棄物および/



または物の環境媒体への投棄は生態系に影響を及ぼす。よって、本条の規定をもって、政府が配置した環境媒体という例外を除き、原則として廃棄物の環境媒体への処分投棄を禁止する。

第5項 充分明解

第21条 充分明解

第22条 第1項 充分明解

第2項 監察官を他の省庁から指名する場合は、大臣は当該省庁の長と調整を図らなければならない。

第3項 本項の規定は第13条第1項の実行を構成するものである。

第23条 充分明解

第24条 第1項 充分明解

第2項 充分明解

第3項 査察の対象となる場所の状況および条件に対する寓意とは、当該場所においてとられている記載、無記載両様の価値(観)および規範を尊重するという意味である。

第25条 第1項

| 充分明解

第5項

第26条 第1項 充分明解

第2項 充分明解

第27条 第1項 環境規則への違反内容は、行政要件への違反にはじまり、犠牲者を伴う違反まで様々な段階がある。

明確な(一定の)違反とは、事業および/もしくは活動による違反で、環境汚染および/もしくは損傷に伴い、社会の構成員が健康被害を受けるような、当該事業活動が停止されるべきであるとみなされるほど重大な違反をいう。

第2項 充分明解

第3項 充分明解

第28条 環境監査は、事業および/もしくは活動の責任者が活動効率を向ヒさせ、法律および規則に規定された環境条件への遵守実績を重ねる上でも重要である。こうした意味から、環境監査は現行の環境関係法律および規則への遵守、(事業者等が)内部的に適用してきている環境政策および環境基準の遵守を証明するために、当該事業および/もしくは活動の責任者により自発的に実施されるものである。

第29条 第1項

| 充分明解

第4項

第 5 項 本項にいう環境監査結果とは、公開性の特徴をもつ書類の形をとる。これらは社会を保護する取り組みであり、公表されなければならない。

第 30 条 第 1 項 本項の規定は、紛争当事者の民法上の権利保護を図るものである。

第 2 項 充分明解

第 3 項 本項の規定は、一つの環境紛争において異なる決定の発生を防止し、本法の確実性の確保を図るものである。

第 31 条 法廷外における環境紛争の解決は、利害の当事者により、すなわち損失被害側、損失を発生させた側、当該紛争の争点に係る政府機関、および環境管理に関心ある者を含め、自発的に進められるものである。

ここにいう明確な対策とは、地域社会が生活の支えにしている諸価値に注意を払いつつ、環境機能修復の取り組みを行うことである。

第 32 条 法廷外における交渉の進展を円滑にするため、紛争関係者は、以下の要件を満たす中立第三者の役務提供を求めることができる。

a 意思決定の権限を有しない中立第三者。この中立第三者は利害当事者すべてに解決を促す機能をする。それにより合意への到達が可能となる。

この中立第三者は：

- 1) 紛争当事者すべてからの同意があり、
- 2) 紛争当事者との親縁族および/もしくは業務上の関係を有さず、
- 3) 交渉および調停技術を持ち、
- 4) 交渉過程およびその結果に利益を有さない者でなければならない。

b 意思決定の権限を有する第三者は、仲裁者としての機能を持ち、仲裁におけるその決定は、紛争当事者にとり確定であり、拘束される効力を有する。

第 33 条 第 1 項 環境紛争解決のための役務提供団体(機関)というのは、不偏不党かつ専門主義の原因に基づき、紛争解決の(ための)選択機構の働きを円滑にし得る能力を有する団体のことをいう。

政府が設置する機関による役務提供は(政府の)社会サービスの一環である。

第 2 項 充分明解

第 34 条 第 1 項 本項は、汚染者負担という本法の原則の実現を成すものである。環境汚染者および/もしくは損傷者は、補償の支払いのほかに、判決が命じる一定の法的措置を実行する義務を負う。たとえば：

規定された環境基準に従い、廃棄物処理施設を設置し、もしくは修理すること

環境機能の修復を行うこと

環境汚染および/もしくは損傷の原因を除去し、かつ/または消滅させるこ

と

第2項 判決が命じる一定の措置の実行が遅滞した場合の各日につき、強制的支払いを課すのは、環境機能保全を目的とするものである。

第35条 第1項 発生した事態に対する絶対責任すなわち無条件責任とは、補償支払いを基本要件とする告訴人によって立証される必要のないような責任をいう。本項の規定は、一般的に違法行為に関する訴訟において、いわゆる特別規定(特例)を成すものである。本項による、環境汚染者もしくは損傷者に課すことのできる補償規模は一定の限界内に制約される。

一定の限界というのは、現行法律および規則によれば、当該事業および/もしくは活動に義務として課せられている保険額か、もしくは環境準備金積立分による限界をいう。

第2項 a  
| 充分明解  
c

第3項 本項にいう第三者の行為とは、不公正な競争あるいは政府の過誤をいう。

第36条 第1項 充分明解  
第2項 充分明解

第37条 第1項 本項にいう代表訴訟の権利とは、問題、法的根拠、さらに環境汚染および/もしくは損傷による要求を同じくするような、損失を受けた社会の多数を当該社会の小集団が代表して行使する権利をいう。  
第2項 充分明解  
第3項 充分明解

第38条 第1項 充分明解  
第2項 環境団体が提起する告訴は補償要求の形をとることができず、その他の告訴に限定される。すなわち：  
a (そうすることが必要な)者に対し、環境機能保全に関連して一定の行動をとるように命じることを法廷に請願すること  
b 環境汚染もしくは損傷のゆえをもって、それを惹起した者が法律および規制に違反した行為を犯したと宣告する(よう求めること)  
c 事業および/もしくは活動を行う者にとって廃棄物処理施設の設置または修理を命じる(よう求めること)

実費支出とは、実際に支出済みであると証患できる当該環境団体の支出をいう。

第3項 必ずしも全ての環境団体が環境の名において活動をできるわけではなく、一定の要件を満たしていなければならない。この規定の存在により、環境団体は選別的に環境の名において訴訟を提供できる「法廷会員」として承認される。ここに法廷とは一般法廷および行政法廷の両者をいい、含まれる審査および審問の権能による(どちらかになる)。

第 39 条 充分明解  
|  
第 52 条